

令和8年4月22日  
総務部契約検査課

## 「村松5・6号岸壁改修工事（その2）」における週休2日工事の試行について

本工事は、「四国中央市週休2日工事制度の試行に係る事務取扱要領」に基づき、週休2日工事（発注者指定方式）の対象といたします。

月単位での週休2日の実施を前提とし、「週休2日工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定方式）」の「第6条第4項【港湾工事（港湾に関わる海岸工事を含む。）】（1）月単位（現場閉所率28.5%（4週8休）以上）・港湾請負工事積算基準により積算した工種」及び「別紙3」に掲げる補正を行った上で発注しています。

なお、施工後に達成状況を確認し、月単位の現場閉所率が28.5%に満たなかった場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとします。